



# 出展規約

## 1 出展資格

本展示会の目的に合致する製品またはサービスを取り扱う企業または団体

## 2 出展スペース料金に含まれるもの

- ①出展小間スペース
- ②仕切壁(隣接小間のある場合)
- ③会場運営・来場動員などの展示会全体の運営にかかる費用

## 3 出展スペース料金に含まれないもの

- ①小間の装飾、設営、運営費
- ②電気、水道、エアーなどの設備工事費および使用料
- ③自社出展機器などに対して付保した損害保険料
- ④展示、実演および搬入出作業の際に発生した対人傷害、対物損壊などの事故にかかる費用
- ⑤法令および展示規則に基づく展示装飾などの改修費用
- ⑥広告掲載、セミナー開講などの費用
- ⑦その他出展小間料金に含まれない費用

## 4 出展申込後の解約

出展申込後の小間の解約・変更(全部または一部)をする場合、解約料は下記のとおりです。なお、解約は書面でのみ受け付けます。出展者が下記相当金額を未だ支払っていないときは、すぐにこれを支払う義務があります。出展者が既に支払った金額が下記相当金額を超えているときには超過分を返還します。

書面による解約の通知を受理した日	解約料
2017年7月31日(月)以降 出展者説明会前日まで	申出出展スペース料金の 50%
2017年出展者説明会当日以降	申出出展スペース料金の 100%

## 5 支払い日と支払い方法

出展申込書の内容を確認後、請求書を送付いたしますので、2017年9月22日(金)までにお支払いください。出展申込書に、「支払い予定日」を明記してください。振込の場合は下記の銀行にお願いします。  
三菱東京UFJ銀行 栄町支店 普通 247021  
口座名 (株)日刊工業新聞社 名古屋支社

## 6 危険物等の持ち込み

- (1)引火性・爆発性の危険物の持ち込みを禁止します。また、その他消防法に定められる危険物・裸火を使用する物については所轄消防署の承諾を受けた物以外は持ち込みを禁止します。(危険物の持ち込みの解除条件などについては出展者説明会にてご説明いたします)
- (2)主催者の承諾を得られなかったもの、関連法令に抵触するおそれがあるもの、および公序良俗に反する物の持ち込みを禁止します。

## 7 実演上の注意・事故防止

- (1)出展物の実演は自由ですが、はなはだしい音響・発煙・発光・臭気を伴うもの、または危険を伴う実演は中止を願うことがあります。
- (2)実演によって生じた生ゴミ・展示廃棄物は出展者が処理してください。会場内に廃棄しないようにお願いします。
- (3)出展者は搬入出、展示、実演にあたり最善の注意を払い事故防止に努めてください。また、出展者は万全の処置を講じ、責任者の常駐をお願いします。主催者自らの責めに帰すべき場合を除き、発生した事故につき一切の責任を負いません。

## 8 原状回復

- (1)出展者は、本展示会の会期終了後、所定の搬出期間を経て出展小間を現状に回復しなければなりません。ただし、出展者が原状回復工事を行わない場合は、主催者において同工事を行いその費用は、出展者が負担するものとします。
- (2)出展者が出展小間の明け渡し後、出展者の残物がある場合、主催者により当該の出展者へ連絡した後、残物を処分できることとします。また、その処分にかかる費用については、出展者が負担するものとします。

## 9 各種工事の諸経費の負担

- (1)小間内照明および実演に要する電気料ならびに配線工事費は出展者の負担となります。
- (2)電気使用申込、使用料金規定などの詳細については出展者説明会(2017年8月下旬開催予定)にて出展者に通知いたします。
- (3)小間内に給排水・エアー・臨時電話が必要な出展者は出展者説明会後にお申し込みください。
- (4)実演などに使用する給排水・エアー・臨時電話料金は出展者の負担となります。

## 10 立ち入り点検

- (1)主催者および展示会の警備・防災担当協力会社は、防火、防災対応のため必要と認められた際は、出展者の了解の上、小間内を点検することができます。
- (2)搬入時、および会期中、主催者は防火・防災担当の管轄の行政指導により小間内を点検いたします。出展者が点検時に行政指導を受けた場合は、速やかにその指導に従うこととします。

## 11 会場マップ広告申込後の解約

2017年9月16日～11月の解約・変更は認められません。

## 12 小間位置の決定

小間位置は出展製品、出展規模、重量物出展、水道・エアー配管工事の必要性、申込順などを考慮して、主催者が決定します。また、主催者は官公署の指導、本展示会全体に対するメリットなどの判断に基づき、小間位置の公表後も小間を再配置する権利を有します。その際、出展者は小間位置の変更に対する賠償請求はできません。

## 13 小間の転売・転貸等の禁止

出展者は自社分の小間を主催者の承諾なしに転売、転貸、交換あるいは譲渡することはできません。

## 14 出展物(出展製品および装飾物等)の設置および撤去

- (1)出展製品および装飾物等の会場への搬入と設置は、後日主催者から通知される時間内に行ってください。小間内の出展物等の設置は、会期前日の午後4時まで完了してください。出展者が左記時刻までに自社の小間を占有しなければ、主催者は契約が解除されたものとみなし、当該場所を主催者が適切と考える方法で使用できる権利を有します。その際、出展者は同日に解約した場合の解約料を支払う義務があります。
- (2)会期中の出展物等の搬出、移動、搬入の際には、出展者は必ず主催者の承認を得た後、作業を行ってください。
- (3)小間内の出展物等は、後日主催者から通知される時間内に撤去してください。その時刻までに撤去されないものは、出展者の費用負担で主催者が撤去します。

## 15 展示会場の使用

- (1)出展者は本展示会の開催趣旨に合致し、申込書の出展製品欄に記入された内容以外の展示はできません。
- (2)実演または他の宣伝営業活動は、すべて自社展示小間の中に限ります。各出展者は実演または宣伝活動のために小間近くの通路が混雑することがないように責任を持ってください。
- (3)他の小間に隣接している場所では、いかなる方法でも隣接する小間の妨害となる方法で自社の小間を造作できません。隣接の小間から苦情が出た場合、または主催者が展示会運営上の立場から見て小間の造作または使用方法の変更が必要であると判断した場合は、当該小間の出展者はその変更に同意する義務があります。
- (4)主催者はその音、操作方法、材料、内容またはその他の理由から問題があると思われる展示物を制限し、また、主催者の立場から見て、本展示会の目的と合致しない展示物を禁止または撤去する権限を有します。この権限は、人、物品、行為、印刷物および主催者が問題があると考えられる性質のすべてのものに及びます。上記の制限または撤去の場合、主催者は当該出展者に対し展示費用や出展小間料の補償等いかなる返金またはその他費用負担の責任を負いません。
- (5)会場内で金銭の授受をとまなう即売を禁止します。(書籍は除外)
- (6)2階建て構造の造作物を小間に設営することはできません。

## 16 出展物の管理と免責

主催者は出展物の管理・保全について警備員を配置するなど事故防止に最善の注意を払いますが、あらゆる原因から生じる損失または損害について、その責任を負いません。

## 17 損害賠償

出展者は自己またはその代理人の不注意その他によって生じた会場設備または本展示会の建造物もしくは人身等に対する一切の損害についての責任を負う義務があります。

## 18 本展示会の中止

主催者は展示会が開催される土地建物が入場に不適当となった場合、または正当な不可抗力原因により開催が妨害された場合は、その自身の判断によって会期を変更、もしくは開催を中止することがあります。主催者は、これによって生じる損害、費用の増加、その他の不利な事態について、その責任を負いません。

## 19 その他の規定

出展にともなう詳細規定に関しては、出展者説明会または出展マニュアルで説明します。

## 20 規約の遵守

出展者は主催者が定める一連の規約を本契約の一部とし、これを遵守する義務があります。さらに、出展者は主催者の定める全ての規約を本展示会の利益保護のためと解釈し、その実行に協力する義務があります。